平成２６年（フ）第２６５号
高知市百石町２丁目18番25号　ちぐさ212号
債務者　西森美穂子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６８号
高知市南宝永町18番12号
債務者　佐々木宮嘉
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８５号
高知市葛島４丁目８番８号　コーポマルナカ２階東号室
債務者　松髙　ルイ
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５５号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野４丁目20番地４パストラル宮岡407号
債務者　室岡　昭子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２５号
群馬県前橋市総社町総社1110番地　ラ・ルージュ201号室、住民票上の住所群馬県館林市羽附旭町632番地の２
債務者　鈴木　隆明
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２６号
群馬県伊勢崎市田中島町1480―12　フィオーレ田中島Ｂ号室、住民票上の住所埼玉県深谷市西島17番地30
債務者　宮﨑　　俊
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３２号
群馬県伊勢崎市連取町3335番地５　ウェルビーイング302
債務者　阿久澤剛志
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３３号
群馬県伊勢崎市下植木町531番地１　大木マンション501
債務者　山川マヌエルワルテルこと　ヤマカワホリカワマヌエルワルテル（ＹＡＭＡＫＡＷＡ　ＨＯＲＩＫＡＷＡ　ＭＡＮＵＥＬ　ＷＡＬＴＥＲ）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３４号
群馬県伊勢崎市下植木町531番地１　大木マンション501
債務者　幸地アーナこと　コウチヒガアナソフィア（ＫＯＣＨＩ　ＨＩＧＡ　ＡＮＡ　ＳＯＦＩＡ）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６４１号
さいたま市北区植竹町１丁目512番地、旧住所埼玉県戸田市笹目４丁目18番地の５　マキヤハイム301号室
債務者　根岸　待子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６６３号
埼玉県上尾市大字小敷谷940番地６
債務者　巻口　佳代
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０９号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目23番14号　プランドール102、旧住所さいたま市南区辻２丁目11番15号　コーポファミール101
債務者　石島　優也
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７６３号
埼玉県川口市朝日５丁目５番18号　朝日ハイツ103号
債務者　宮城　誠治
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７８３号
さいたま市大宮区宮町２丁目77番地１　マル星第１ビル701
債務者　老田　昌弘
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１０号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇757番地１
債務者　須郷恵美子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８３９号
さいたま市南区鹿手袋３丁目２番27―102号
債務者　深井　清美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係